

4 回目 新型コロナワクチン接種の流れ【接種費用 無料】

1 枚目
チラシ

- ◆ 4 回目接種は、3 回目接種を受けた日から **5 か月後に接種可能**になります。
(例：3 回目接種を令和 4 年 1 月 5 日に受けた場合、令和 4 年 6 月 5 日から接種可)
- ◆ ワクチンの種類は、1～3 回目に接種したワクチンに関わらず、**武田／モデルナ社製**または**ファイザー社製**ワクチンを使用します。

1 会場を予約する この通知が届いた人は予約ができます。

月～土曜日実施：医療機関への予約方法

2 枚目のチラシで各医療機関の予約方法、ワクチンの種類を確認し、直接予約してください。

「コロナワクチンナビ」で
予約の空き状況が分かります
<https://v-sys.mhlw.go.jp/>



日曜日実施：「あすてらす」集団接種への予約方法

集団接種は、7 月上旬より予約開始予定です。最新の情報は、市ホームページでご確認いただくか、コールセンターへお問合せください。

◆市コールセンター

☎0120-014-231 午前9時～午後6時 ※土日祝日を除く

2 予診票を記入する 事前にご自宅で記入をお願いします。

3 接種を受ける (1)～(4)を会場へ持参してください。

(1)接種券一体型予診票(薄いピンク色)1枚

0001
新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック区を入れてください。

住所 小田原市小田原 2-5-5 番地 1

氏名 小田原 太郎

生年月日 1990年04月01日生 (男) ☐ 女 ☐ 接種者の体調 ☐ 良 ☐ 悪

接種回数 (3 回) 前回の接種日 (2021 年 11 月 30 日) ☐ はい ☐ いいえ

接種地点で接種を受けた新型コロナワクチンの種類 (ファイザー) ☐ はい ☐ いいえ

7 日以内で接種券と接種記録を照合し、接種券または上記の接種記録に記載されている市町村は同じですか。 ☐ はい ☐ いいえ

現在、何らかの病状にかかって、治療(受診など)を受けていますか。 ☐ はい ☐ いいえ

病 名 (「心臓病」「腎臓病」「肝臓病」「血圧疾患」「血が止まりにくい病気」「免疫不全」「毛細血管出血傾向」「その他」) ☐ はい ☐ いいえ

治療内容 (「血をサラサラにする薬」) (「その他」) ☐ はい ☐ いいえ

最近 1 か月以内に熱が当たり、病気にかかったりしましたか。 病名 () ☐ はい ☐ いいえ

今は、体に異変を感じる箇所がありますか。 箇所 () ☐ はい ☐ いいえ

(2)予防接種済証(白色)1枚

〒835-0106 小田原市小田原 2-5-5 番地 1
小田原 太郎 様

◆ワクチン接種の問い合わせ先◆
【電話番号】
0120-014-231
(平日9時～18時)

新型コロナワクチン接種を受けられます。
費用負担はありません。
接種を受けるときは、
この用紙と「予診票」を忘れずにお持ちください。
この書面は、あなたが4回目のワクチン接種をした事実を
証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19
あなたの接種券番号: 0012345678

(3) 本人確認ができるもの(健康保険証など)

(4) お薬手帳(お持ちの方)

※肩に注射します。肩の出しやすいゆったりした服でお越しください。

予約した接種日時、接種会場を忘れないようにメモしておきましょう



接種日時	月	日	時	分	会場

4 回目ワクチンの接種対象者

3回目のワクチン接種から5ヶ月が経過した、

①60 歳以上の方

②18 歳～59 歳で基礎疾患を有する方またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方

※年齢は4回目ワクチンの接種日時点

小郡市以外での接種

- 入院・入所中の方⇒入院・入所先で接種が可能です。医療機関や施設へご相談ください。
- 基礎疾患で治療中の医療機関で接種を受けたい方⇒治療中の医療機関へご相談ください。
- 単身赴任等、やむを得ない理由で市外で接種を受けたい方⇒接種時に、医療機関等が所在する市町村が発行する「住所地外接種届出済証」の持参が必要です。(3回目接種時に申請をしていますが、4回目接種用に再度申請が必要です。)手続き方法は、接種を受けたい医療機関等が所在する市町村にお問い合わせください。

ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

ワクチンの接種は、強制ではありません。接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、ご自身の意思で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医等とご相談の上、ワクチンを受けるかお考えください。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、きわめて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

万が一、接種による健康被害が発生した場合には、市にご相談ください。

接種を受けた後も感染予防対策の継続をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行など感染予防対策の継続をお願いします。

この手紙の内容は、小郡市ホームページ「やさしい日本語」のページでみることができます。
英語で相談したいときは、0120-014-231 (月曜日から金曜日(祝日を除く)
9:00～18:00) に電話してください。



☎ お問い合わせはこちら

接種手続きに関すること
小郡市新型コロナワクチン
コールセンター

☎0120-014-231

時間 午前9時～午後6時
※土日祝を除く

ワクチン制度全般に関すること
厚生労働省新型コロナワクチン
コールセンター

☎0120-761-770

時間 午前9時～午後9時
※土日祝を含む

副反応やワクチンの安全性などの相談
福岡県新型コロナワクチン
専用ダイヤル(薬剤師が対応)

☎0570-072-972

時間 午前9時～午後9時
※土日祝を含む